

監査報告書

平成 29 年 5 月 16 日

社会福祉法人千葉県厚生事業団
理事長 渡部 昭 様

監事

野田 博美

監事

鈴木 孝

社会福祉法第 40 条の規定及び社会福祉法人千葉県厚生事業団（以下「法人」という）の定款（柏市長認可）第 18 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度における理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について、平成 29 年 5 月 16 日に法人会議室において監査を行ったので、次のとおり報告いたします。

1、監査の手続きの概要

- (1) 理事の業務執行につきましては、関連する法令及び通知並びに法人定款に従い、理事会に出席して理事から業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討いたしました。
- (2) 法人の財産の状況につきましては、関連する法令及び通知並びに法人定款に従い、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて決算報告の正当性を検討いたしました。

2、監査意見

- (1) 事業報告書の内容は、法人の事業の執行状況を正しく示し、適正と認めます。
- (2) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくはは定款に抵触する事実はないと認めます。
- (3) 資金収支報告書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録並びに附属明細書（以上「決算報告書1」）は、法人の収入と支出の状況及び財産、資産と負債の状況を正しく示し、適正と認めず。